

(整理番号 0618)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月3日(木) 13時30分～16時35分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・太田委員、部会長代理・田島委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」として運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>全国4番目に大きい栃木県の自動車産業界に見合った労働条件を確保し、自動車産業を持続的に成長発展させていくための優秀な人材を育成する必要性、地域間格差の是正から昨年以上の議論を求める。</p> <p><金額提示></p> <p>①60円引き上げ(労働協約の最低額までの金額)</p> <p>②57円引き上げ(現行特定最賃に連合栃木2024春闘情報・製造業・賃上げ率5.60%をかけたもの)</p>						

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

<金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方>

原材料費及びエネルギーの高騰、社会保険の適用拡大により、中小企業を取り巻く状況が一層厳しさを増している。賃金を上げないといけないことは理解しつつも、事業の継続と雇用の維持を優先的に考えていく。

<金額提示>

①26円引き上げ(現行特定最賃に令和6年賃金改定状況調査結果第4表①の男女計・計・製造業の賃金上昇率2.6%を現行特定最賃にかけたもの)

②36円引き上げ(昨年の引き上げ額38円に乗用車新車登録届出数(-7.3%)をかけたもの \div 2円を昨年の引き上げ額38円から引いたもの)

3 その他

次回開催日を確認した。

令和6年10月22日(火)9時00分～

第2回栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会